



島根県報

平成18年 4 月28日 (金)

号外 第 81 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成16年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県議会議長、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長等から通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成18年 4 月28日

島根県監査委員	藤 山	勉
同	絲 原	徳 康
同	生 田	洋 一
同	谷 本	敏

平成16年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 総務部</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>島根県原子力防災センターの一室を経済産業省原子力保安検査官事務所として経済産業省に行政財産目的外使用許可を行っているが、消費税及び地方消費税を積算しないで使用料が決定されていた。</p> <p>(消防防災課)</p>	<p>使用料を消費税及び地方消費税を含めて算定し、使用者に「行政財産使用変更許可書」を交付するとともに、差額の使用料の収入を行った。</p>
<p>② 支払事務が適当でないもの</p> <p>地方職員共済組合から借り受けしている地方職員共済組合投資不動産施設(県職員宿舎)の賃借料について、納期限後に支払ったために遅延利息が発生していた。</p> <p>(管財課)</p>	<p>このような事態の再発を防ぐため、今後課内のチェック体制の見直し、強化を行いたい。</p>
<p>③ 契約方法が適当でないもの</p> <p>特許出願に係る弁理士への業務の委任等について、会計規則第66条の2(現行第66条の3)の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていなかった。</p> <p>(総務課)</p>	<p>今後は会計規則を厳守し、適切に処理を行う。</p>
<p>④ 契約事務が適当でないもの</p> <p>島根イン青山の給水・湯管腐食取替工事について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。</p> <p>(職員課)</p>	<p>会計規則第68条の5により請書を徴さなければならない場合には、遺漏なく請書を徴する。</p>
<p>(2) 地域振興部</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>ア しまね海洋館の自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して使用料の算定が誤っていた。</p> <p>(地域政策課)</p>	<p>ア 2月補正で予算要求をしており、予算がつき次第速やかに返納する予定である。</p>
<p>イ 西郷港旅客上屋水道料負担金及び港湾使用料(3件)の算定が誤っていた。また、電柱敷地の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。</p> <p>(隠岐支庁土木建築局)</p>	<p>イ 西郷港旅客上屋水道料負担金については、「行政財産の使用料等の取扱いについて(平成6年3月31日付け管財発第300号)」第9条第3項の規定に基づき再計算を行い、今年度中に収入及び返還を行う。港湾使用料については、各納入義務者に対し、今年度中に収入及び返還を行う。また、「島根県空港条例(昭和40年3月26日条例第19号)」第15条第2項の規定に基づき、電柱敷地の行政財産目的外使用料の再計算を行い、過分な調</p>

	<p>定額については納入義務者に対し今年度中に返還を行う。今後は、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 支払事務が適当でないもの 非常勤嘱託員の報酬（通勤手当相当分）が過払いされていたもの、また、建設技術講習会における現場研修料に昼食代が含まれ過払いされていたものがあった。 (隠岐支庁土木建築局)</p>	<p>過払いされていた通勤手当相当額及び昼食代相当額について収入を行った。今後は、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 契約事務が適当でないもの X線直接装置の廃棄処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬、処分業務委託契約書が締結されていなかった。 (隠岐保健所)</p>	<p>今後、設備等の解体撤去及び処分を行う際は、関係法令を遵守し、適正な処理を行う。</p>
<p>④ 物品の廃棄の処理が適当でないもの 住民基本台帳ネットワーク機器について、不用品決定がされないままに、売却及び譲与されていた。 (市町村課)</p>	<p>住民基本台帳ネットワーク機器を売却及び譲与処分をする際には、不用品決定・処分調書により不用の決定手続を行った上で、売却又は譲与処分を行うように対応する。</p>
<p>(3) 環境生活部</p>	
<p>① 収入の調定事務が適当でないもの ア 男女共同参画センターの行政財産目的外使用許可に係る経費負担金（下水道料）が徴収されていなかった。 (環境生活総務課)</p>	<p>ア 男女共同参画センターの合併浄化槽保守料については、「センター施設設備の保守管理は、施設管理責任者として県が行う」との考えと、レストラン利用者がセンター利用者以外あまり見込めないことから行政財産目的外使用許可業者（レストラン）から保守料の負担を求めていなかった。 現在、センターの施設設備の維持管理については、指定管理者制度を導入し、行政財産目的外使用許可者に対する共益費の徴収を指定管理者が行っていることから、指摘事項を伝えるとともに、保守料負担額を徴収できるよう協定書の共益費負担割合表を変更する。</p>
<p>イ 三瓶小豆原理没林公園の自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して使用料の算定が誤っていた。 (自然環境課)</p>	<p>イ 今後は適正な執行が行われるよう留意する。なお、調定額の差額分については、追加負担金として平成17年度中に改めて調定し、収入を行う。</p>
<p>② 履行の検査が適当でないもの ア しまね国際センターの管理運営委託業務について、完了検査がされていなかった。 (文化国際課)</p>	<p>ア 委託業務完了時に速やかに業務完了確認検査を行い、業務完了確認検査書を作成し、適正な履行検査を行うよう努める。</p>

<p>イ 益田合同庁舎一般環境大気局自動計測装置等の購入について、検査がされていなかった。 (環境政策課)</p>	<p>イ 今回の機器装置等の購入に関しては、測定局の維持管理業務を行っている保健所職員により機器設置時の立会を行ったが、当課職員の確認は後日となり不適切な対応であった。今後は、このようなことがないように適切な検査対応に努め、機器購入時には、当課職員により現地において履行検査を行うよう改善措置の徹底を図っていく。</p>
<p>(4) 健康福祉部 収入の調定事務が適当でないもの 県が養護学校等保護者会へ交付するハッピーアフタースクール事業費補助金について、徴収する法令、契約等の根拠がないにもかかわらず、補助金の1/2に相当する額を該各市町村から徴収していた。 (障害者福祉課)</p>	<p>今後は、市町村から徴収する根拠を明らかにした上で徴収を行う。</p>
<p>(5) 農林水産部 財産の取得の処理が適当でないもの 元金城牧場元谷団地について、県は、農地保有合理化法により敷地借受ができず、建物を取得しても有効活用ができないにもかかわらず、所有者(島根県畜産開発事業団)から建物の譲与を受けていた。 (農畜産振興課)</p>	<p>元金城牧場元谷団地の建物は、県が過半を出資した旧社団法人島根県畜産開発事業団が所有し、本県の畜産振興に寄与してきたものである。一方、当初の目的を達成したこと等により平成15年3月に解散した当事業団は、平成16年6月の清算終了期日まで当該建物が継続して有効活用される譲渡先を鋭意検討したが、譲渡先を確保するに至らず、当事業団からの要請に基づき県がその建物を無償で引き受けたものである。現在、当該建物の農業利用希望者と具体的な検討を進めており、今後も本県の農畜産業の振興につながる活用が早期に実現されるよう努める。</p>
<p>(6) 商工労働部 ① 契約事務が適当でないもの ア テキサス州訪問に係る現地移動の車借り上げについて、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていないかった。 (産業振興課)</p>	<p>ア 適切な契約事務を行うよう周知徹底を図るとともに、今後このような誤りがないよう会計規則に基づいた適切な処理に努める。</p>
<p>イ 再就職支援キャリアカウンセリング事業の広告請負について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていないかった。 (労働政策課)</p>	<p>イ 会計規則に従い、適正な契約事務を行うよう周知徹底した。</p>
<p>② 財産の使用許可が適当でないもの 中国運輸局島根運輸支局に対する施設の行政財産目的外使用許可(一時使用許可)に際して、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財</p>	<p>今後、国の地方機関に対する行政財産の目的外使用許可を行う場合には、関係法令、規則を遵守し適正な処理に努める。なお、平成17年度においては、当該手続を要する行政財産の目的外使用許可申請及</p>

<p>政再建促進特別措置法第24条第 2 項の規定による手続きがされていなかった。</p> <p>(出雲高等技術校)</p>	<p>び使用許可の事例はない。</p>
<p>(7) 土木部</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>ア 行政財産目的外使用許可(継続分)に係る収入調定については、平成11年度以降の監査で、年度当初に行うよう指示したにもかかわらず、平成16年度も大幅に遅延されていた。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>ア 指示のあったとおり年度当初に調定できるよう、改善に努める。</p>
<p>イ 電柱敷地の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。</p> <p>(川本土木建築事務所)</p>	<p>イ 差額については今年度中に還付する。今後は、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>ウ 仮設駐車場の行政財産目的外使用許可に係る使用料の算定が誤っていた。</p> <p>(宍道湖流域下水道管理事務所)</p>	<p>ウ 「未舗装の土地のみを臨時的駐車場として1月以上貸し付けた」もので、本来は消費税及び地方消費税を非課税とすべきところ誤って課税収入したものであり、今年度中に還付する。</p> <p>今後は、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 物品の廃棄の処理が適当でないもの</p> <p>椅子外 2 件について、不用品決定がされないままに、廃棄されていた。</p> <p>(都市計画課)</p>	<p>指摘事項については、定期監査終了後直ちに廃棄手続きを行った。今後は、会計規則に基づく事務処理の徹底と、業務のチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 現金の管理が適当でないもの</p> <p>建設工事紛争審査会が紛争手続に要する費用として紛争当事者に納めさせている予納金について、歳入歳出外現金として取扱われるべきであるにもかかわらず、専用の口座を設けて処理されていた。</p> <p>(土木総務課)</p>	<p>紛争当事者に納めさせていた予納金について、今後は歳入歳出外現金として取扱い、県会計に計上する。</p>
<p>(8) 教育委員会</p> <p>① 収入の調定事務が適当でないもの</p> <p>ア 公衆電話機の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して経費負担金(電気料)が徴収されていなかった。</p> <p>(邇摩高等学校)</p> <p>イ 空調設備の設置に係る行政財産目的外使用許可に際して経費負担金(電気料)が徴収されていなかった。</p> <p>(隠岐島前高等学校)</p> <p>ウ 校庭の行政財産目的外使用許可(一時使用)に係る経費負担金(水道料金)の算定が誤っていた。</p> <p>(安来高等学校)</p>	<p>ア 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p> <p>イ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p> <p>ウ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>

<p>② 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの</p> <p>ア 債権管理簿に記載すべき債権（高等学校授業料の過年度未収金）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>（松江商業高等学校、横田高等学校）</p>	<p>ア 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>イ 債権管理簿に記載すべき債権（ALT住宅借受契約に係る敷金）があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>（大社高等学校）</p>	<p>イ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>③ 予算の執行が適当でないもの</p> <p>ア 警備員報酬及び非常勤講師報酬の支出に係る執行伺がなかった。</p> <p>（安来高等学校、出雲高等学校）</p>	<p>ア 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>イ 学校敷地内雑草伐採作業賃金の支出に係る執行伺がなかった。</p> <p>（邑智高等学校）</p>	<p>イ 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>ウ 郵券の購入について、前回監査で是正を指示したにもかかわらず、年度末に集中して購入されていた。</p> <p>（大社高等学校）</p>	<p>ウ 今後はこのようなことがないよう適切な執行に努める。</p>
<p>④ 補助金等交付事務が適当でないもの</p> <p>県単独補助金である放送大学学校図書館司書教諭講習受講者補助金について、補助金交付要綱が作成されていなかった。</p> <p>（松江教育事務所）</p>	<p>今後は、補助金交付要綱を作成し、適切な処理に努める。</p>
<p>⑤ 契約方法が適当でないもの</p> <p>複写機の利用契約について、見積単価に予定使用枚数を乗じた総額が予定価格（執行予定額）を超えていたにもかかわらず、契約が締結されていた。</p> <p>（浜田ろう学校）</p>	<p>今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>⑥ 契約事務が適当でないもの</p> <p>特別産業廃棄物アルカリ有害水銀等処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定により契約書の省略ができないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬、処分業務委託契約書が締結されていなかった。</p> <p>（邑智高等学校）</p>	<p>今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>⑦ 履行の検査が適当でないもの</p> <p>自家用電気工作物保安管理委託業務について、完了検査がされていなかった。</p> <p>（教育施設課）</p>	<p>今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>⑧ 財産の使用許可が適当でないもの</p>	

<p>ア 島根県文化財愛護協会の職員の執務場所に係る行政財産目的外使用許可がされていなかった。 (文化財課)</p>	<p>ア 今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>イ 行政財産目的外使用許可がないままに、「松風会館」(財団法人所有)が建設されていた。 (邇摩高等学校)</p>	<p>イ 「松風会館」は、平成 6 年 3 月 3 日付けで寄附採納を受けていた。</p>
<p>⑨ 物品の廃棄の処理が適当でないもの テレビ、テープレコーダー等について、不用品決定がされないままに、廃棄されていた。 (安来高等学校、江津高等学校)</p>	<p>今後はこのような誤りがないよう適切な処理に努める。</p>
<p>(9) 公安委員会 財産の貸付の手続きが適当でないもの 国土交通省中国地方整備局松江国道事務所に対し、元安来警察署庁舎敷地をバス待合室兼駐輪場施設用地としての普通財産の貸付に際して、使用料が免除されていたが、地方財政法第24条及び地方財政再建促進特別措置法第24条第 2 項の規定による手続きがされていなかった。 (警察本部)</p>	<p>貸付先である国土交通省中国地方整備局松江国道事務所に対し、当該用地の売却に向け協議を継続に行った結果、平成16年11月11日、売買に関する契約を締結し、同日付けで無償使用契約を解除した。</p>
<p>2 企業会計 (1) 企業局本局 ① 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 債権管理簿に記載すべき債権(工業用水の未収金)があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。 ② 契約方法が適当でないもの 物品購入契約等について、会計規則第66条の 2 (現行第66条の 3)の規定により予定価格調書の作成が省略できないにもかかわらず、作成されていないものが 2 件あった。 ③ 権限の行使が適当でないもの 南庁舎事務室及び駐車場の使用料の支出について、島根県企業局事務処理規程第10条の規定により課長が決裁すべきところをグループリーダーが決裁していた。</p>	<p>当該債権については、債権管理簿を作成した。 島根県会計規則第66条の 3 第 2 項の規定により予定価格調書の作成が省略できない契約については、予定価格調書を作成した。 支出における決裁については、島根県企業局事務処理規程に基づく決裁区分により決裁を行った。</p>

平成16年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 国庫補助金等の速やかな受入について</p> <p>国から受け入れている補助金、負担金、委託金等については、国の要領等により事業執行状況に応じて概算払請求ができるにもかかわらず、年度末に一括して請求している事例が多く見受けられた。</p> <p>国庫補助金等については、県の財政状況に鑑み、可能な限り速やかな収納に努められたい。</p>	<p>(知事部局各部主管課)</p> <p>国庫補助金等のうち、国の要領等により概算払請求が可能なものについては適宜請求を行い、速やかな収納に努める。</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>国庫補助金等(補助金、負担金、委託金等)の受入にあたっては、国の要領等により概算払ができるものについて適宜、概算払請求を行い、速やかな受入に努める。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察庁からの国庫補助金は、適宜請求を行って交付を受けており、今後も速やかな収納に努める。</p>
<p>2 税外収入の未収金対策の推進について</p> <p>県税以外のいわゆる税外収入(分担金及び負担金、使用料及び手数料等)については、多数の機関で未収金が発生している。</p> <p>債権管理マニュアル等を作成し、債務者の滞納状況に応じて法的措置も含め、計画的かつ継続的に納入を促すなど、未収金対策に積極的に取り組んでいる機関がある一方で、地方自治法や同施行令及び会計規則等で義務づけられている時効中断の効果を発揮する督促の手続すらまったく行わない等、未収金対策が不十分な機関も多数ある。</p> <p>については、未収金対策が不十分な機関にあっては、債権管理マニュアルを策定し 債務者の償還能力の把握 継続的な時効の管理 法的措置も含めた債権回収手続等を行うなど、適切な未収金対策を講じられたい。</p> <p>また出納局は、会計規則第105条の8の規定に基づき各機関に対し、適切な債権管理が行われるよう、一層の調整を図られたい。</p>	<p>(知事部局各部主管課)</p> <p>未収金対策が不十分な機関については、マニュアルの策定、滞納状況の把握、督促の実施、債権回収のための時効中断手続や債権回収が困難な場合の不能欠損処理の検討等、それぞれ個別案件ごとに行い、適切な未収金対策に取り組む。</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>税外収入(授業料、奨学資金)の未収金対策については、面接や電話連絡等により債務者の償還能力の把握を行い、口頭や文書等での督促により早期の納入を促しているところである。</p> <p>債権管理簿が作成されていなかった所属については、作成した。</p> <p>授業料の未収については、督促の手続きを含めた徴収のための取扱要領を策定し、平成18年5月頃から施行していきたい。</p> <p>(出納局)</p> <p>各機関の未収金対策の状況等を調査し、対応を検討したい。</p>
<p>3 行政財産の目的外使用料の減免措置について</p> <p>各機関における行政財産の目的外使用許可に際して、使用料の減免措置の内容に不明瞭、不適切なものが多く見受けられたことから、平成14年度の定期監査に係る重点監査項目でこの問題を取上げ、減免基準の適切かつ統一的な運用が図られるように「運営の合理化に関する事項」として意見を述べ改善を求めたところであるが、未だに的確な措置が講じられていない。</p> <p>については、県民共有の財産である行政財産が、効率的</p>	<p>(管財課)</p> <p>全機関を対象とした公有財産管理事務研修会を平成18年2月14日に松江会場で、17日に浜田会場で開催し、行政財産が効率的かつ適正に管理・運営されるよう指導したところであるが、今後も同様の研修会を開催し、指導の徹底を図っていきたい。</p> <p>目的外使用許可における減免措置の取扱いに関しては、引き続き基準の見直しについて検討することとしたい。</p>

かつ適正に管理・運営されるように、早急に対処するとともに、今後こうした状況が継続的に発生しないように、各機関に対する指導の徹底を図られたい。

4 旅費について

(1) 区域名について

旅費の算定に際し、出張先等の地域名は、「職員の旅費に関する条例の解釈及び運用方針」により、県内の場合、条例施行当時の昭和27年 7 月 1 日の市町村の存する区域名を使用することと定められている。

当時の該当区域名により、路程、最寄り駅等を指定することは、実態と相違する場合があります、現に JR 利用の旅費計算の際、最寄り駅が現在の最寄り駅と異なっていた事例が生じていた。

については、県内の出張先について、現在の区域名に改められたい。

(出納局)

旅費システムでは、出発地等を現在の市町村名(丁目、字)で入力し、路程の計算の段階で昭和27年当時の区域名に置き換えて計算している。

この区域名は起点コードで管理しており、これを現在の区域名に改めると現行の起点数272件から3,682件となり、さらに、この起点間の距離を登録する経路にすると現行の37千件から最低でも6,800千件となる。

この起点間の距離情報の入手を含めて膨大な修正量となるため、システム上、現在の区域名に改めることは困難である。

最寄り駅の登録については、旅費システム開発当時(平成 9 年)に総務事務所単位で各管内の起点の最寄り駅を調査し、その結果をシステムに登録しているが、最寄り駅の実態との相違が生じたものと考えられる。

このような事例の有無について調査方法を検討のうえ、調査して修正したい。

(2) 旅費事務の民間委託等について

現行の旅費は、原則として、標準的な実費額を基礎として計算する定額方式により支給されている。

これまで、旅費制度は不断に見直されてきているところであるが、一層の事務処理の効率化を図るため、旅費計算、旅券・宿泊券の手配、旅費精算等の一連の事務について、民間委託を検討されるとともに、その際併せて、旅券・宿泊券等の証拠書類に基づいて旅費を支給する証拠方式の導入についても、検討されたい。

(人事課)

旅費事務については、事務処理の効率化を図るため、従前から全てを民間委託する方法について旅行会社も交え検討をしているが、日当の取扱いなど更に検討すべき課題もあり、民間委託を導入した他県の運用状況等も参考にしながら引き続き検討を行う。

また、証拠方式の導入についても、事務処理の効率化の観点も踏まえ検討を行う。

5 委託契約における一者随意契約のあり方について

庁舎等の施設・設備の維持管理や情報処理システム等の委託については、継続かつ長期にわたり、特定の専門業者に地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約(以下「一者随意契約」という。)が多数あり、次のような問題事例が多く見受けられた。

ア 契約の委託先が特定の専門業者一者しか存在しないのか、十分に確認されていないものが多数あった。

イ 予定価格の設定に際して、積算根拠が不明確なものが多数あった。また、毎年度、予定価格の見積金額が同額なものが多数あった。

一者随意契約は、特段の事由のある場合に限定的に認められるものであり、継続かつ長期に一者随意契約する場合には、契約の透明性、公平性、競争性の観点から特に厳格な適用が求められる。

については、委託契約で一者随意契約をする際には、次の事項について積極的に取り組まれない。

(1) 一者随意契約に係る取扱指針（仮称）の作成について

一者随意契約をより適切に行うために、契約する際の留意事項（契約先の選定、仕様書の作成、予定価格の積算、見積書の徴収等）について、具体的な取扱指針を作成されたい。

(2) 一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について
特定の一者でなければ委託することができない理由を、具体的かつ明確にされたい。

(3) 適正な予定価格の設定等について

ア 庁舎管理業務委託契約に係る予定価格の設定について

庁舎の施設設備等の管理業務委託に当たって、管財課作成の「保全業務積算の手引き」を適用できる場合には、必ず手引きに基づき積算・設計を行い適切に予定価格を設定されるように部局内を十分に指導されたい。

イ 積算基準が定められていない分野に係る予定価格の設定等について

現在、積算基準が定められていない分野に係る委託契約については、特に委託契約事例の多いものから、適宜、関係主管課・主務課において、適切な積算基準の作成に向けて積極的に取り組まれない。

また、適切な積算基準が作成されるまでの間は、
参考見積書の積極的な徴取 過去の契約実績の分析 市販等の積算資料による委託業務のうちの共通的な事項（人件費及び諸経費等）の積算等により、予定価格の透明性、客観性の確保に努められたい。

(出納局)

平成18年 3 月 6 日付け会第447号で「随意契約取扱指針」及び「随意契約についての標準的考え方と具体的事例」を通知し、随意契約の見直しを図ることとした。

(知事部局各部主管課)

一者随意契約を行う場合は、透明性、公平性を確保するため、その理由を具体的かつ明確に示すよう周知を図り、適切な契約の締結に努める。

積算基準が定められていない予定価格の設定にあたっては、参考見積書の徴取、市販の積算資料等により積算単価の根拠を明確にし、予定価格の透明性、客観性の確保に努める。

なお、庁舎の施設設備等の管理業務委託については、管財課作成の「清掃業務積算マニュアル」及び「保全業務積算の手引き（仕様編・設計編）」を活用した設計・積算を行い、適切な予定価格を設定するよう周知を行う。

また、情報処理システム等の委託については、「島根県情報通信システム全体最適化推進要綱」に基づき、今後の新規開発、更新の機会を通じて競争性の確保に努める。

(県議会議務局)

(2) 一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について
今後、特定の一者に偏らない契約への取り組みをすすめるとともに、特定の一者でなければ委託できないものについては、その理由を具体的かつ明確にするよう努める。

(3) 適正な予定価格の設定等について

ア 庁舎管理業務委託契約に係る予定価格の設定について

今後、庁舎の施設設備等の管理業務委託に当たって、管財課作成の「保全業務積算の手引き」を適用できる場合には、手引きに基づき積算・設計を行い適切に予定価格が設定されるよう努める。

イ 積算基準が定められていない分野に係る予定価格

	<p>の設定等について</p> <p>積算金額が定められていない分野に係る委託契約について、適切な積算基準が作成されるまでの間は、参考見積書の徴取や過去の契約実績の分析、市販等の積算資料による委託業務のうちの共通的な事項の積算等により予定価格の透明性、客観性の確保に努める。</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>委託契約で一者随意契約を行う際には、「随意契約取扱指針」(出納局作成)により、相手方選定理由や予定価格の積算について点検を行い、契約方法の改善に取り組んでいきたい。</p> <p>(警察本部)</p> <p>(2) 一者随意契約できる具体的かつ明確な理由について</p> <p>一者随意契約は、これまでも、請負業務の履行に際して技術的制約がある場合や契約の相手方が法令上定まっているなど具体的な事情に基き随意契約によらなければ、その履行が困難であることが明確な場合に行っている。</p> <p>今後も一者随意契約による場合は、その必要性を個別に検証し、厳正な運用を図る。</p> <p>(3) 適正な予定価格の設定等について</p> <p>庁舎管理業務委託に関しては、管財課が作成した積算基準を参考に予定価格を積算している。</p> <p>積算基準の定めがないものについては、物価資料等の公表資料を活用するなど、公正かつ客観的な予定価格の設定を行っている。今後も、適切な予定価格が設定されるよう引き続き適正な執行を図る。</p> <p>(監査委員事務局)</p> <p>(3) 適正な予定価格の設定等について</p> <p>監査委員事務局において、委託契約は包括外部監査委託契約のみであるが、今後の積算については、外部監査人の人数、単価、時間数等を過去の実績をもとに積算し、予定価格の透明性や客観性の確保に努める。</p>
<p>6 地球温暖化対策に係る市町村への支援について</p> <p>世界各地において近年、熱波、干ばつ、洪水など、温暖化の影響と考えられる異常気象が多発し、人々の暮らしや生活基盤に大きな被害が生じている。</p> <p>県においては、県内における二酸化炭素排出量の削減を図るため、2005～2010年を計画期間とする「島根県地球温暖化対策推進計画」を策定し、県民、事業者、行政の各主体が連携して「脱温暖化社会」の実現に向け取り</p>	<p>(環境政策課)</p> <p>平成17年3月に改訂した「島根県地球温暖化対策推進計画(「地球を守る」しまねチャレンジプラン)」を推進するため、平成17年11月に「島根県地球温暖化対策協議会」を設立し、地球温暖化防止活動を自主的かつ積極的に取り組む組織として、県民、事業者、行政機関等で各部会を設置した。</p> <p>行政部会の会員として、市町村の活動は、 地域の特</p>

組まれているところであり、さらに、この計画の推進と進行管理を行うことを目的として「島根県地球温暖化対策協議会」を設立されたところである。

ついては、この計画の確実な推進を図るためにも、県民（住民）に最も身近な市町村の役割は重要であるので、市町村の積極的な取組みを支援されたい。

性に応じた施策の実施、 率先した取組の実施、 地域住民等への情報提供と活動推進等の役割を担うことが求められており、県としても、市町村同士の情報交換や、事業者・県民との連携が図られるよう、行政部会を核として積極的に働きかけを行っていく。

7 県立学校後期再編成計画の進め方について

「県立学校後期再編成計画」（計画期間：H16～H20）の中では、今後、生徒数の減少が一段と進み、学校が一層小規模化していくため、学校規模の適正化を通じた魅力と活力ある学校づくりを行っていく観点から、学級減による対応だけでなく統合再編成を実施することとされている。

現在、この計画に基づき統合再編成や学科改編等に取り組まれているところであるが、県立学校の統合再編成に当たっては、あくまでも生徒数の動向や情報化、技術革新の進展等の教育環境の変化に対応した教育のあり方を本筋として、地域論に偏重することなく着実に進められたい。

（高校教育課）

これまで「県立学校後期再編成計画」により益田産業高校と益田工業高校、川本高校と邑智高校の統合を進めてきた。また、分校の統合再編成についても検討を行っているところである。

これらは、地域内の生徒数が減少し、学校が小規模化している現状を踏まえ、統合による学校規模の拡大を通して生徒に望ましい教育環境を提供するとともに、統合を契機として魅力ある学校を新たに作っていくために実施するものである。

今後も、高校生の多様なニーズに応じた教育内容や、その成長段階にふさわしい生徒にとって魅力ある教育環境を提供し、学校の活性化を図るという考え方に立ち統合再編成を進めていく考えである。

8 P T Aが整備した県立学校の施設設備のあり方について

県立学校の屋外部活動に係る施設設備の整備、管理運営に当たって、県費での対応が困難なために、P T Aが負担している事例が多数あった。

また、P T Aが屋外部活動施設を整備する際に、学校敷地の目的外使用料を免除するだけでなく、減免規定がない経費負担（電気光熱水費）を徴収していないものが多数あった。

各学校間で、部活動施設設備の整備、管理運営の取扱いが不明瞭であるのは、部活動（屋内及び屋外）について、教育上の位置づけが不明確であることに起因していると考えられる。

ついては、部活動（屋内及び屋外）の教育上の位置づけを明確にした上で、次の各事項について検討されたい。

- (1) 各県立学校におけるP T Aによる部活動施設設備の整備と、その管理運営に係る費用負担の実態を調査し、確認されたい。
- (2) P T Aが整備した部活動施設設備について、実態に即した管理運営のあり方を検討されたい。
- (3) P T Aが整備した部活動施設設備に係る目的外使用許可については、使用料の減免基準の適切な運用と併

（教育庁総務課、教育施設課、高校教育課）

1 P T Aが整備した部活動施設設備の取扱いについて

(1) 部活動の教育上の位置づけ

部活動は、各教科の授業や学校行事とは異なり、高等学校学習指導要領上位置づけのない教育課程外の活動である。ただし、部活動の実施に当たっては、教育課程内活動と有機的に関連性をもたせ、効果的に機能するよう組織的に指導を進めていくことが大切であり、部活動は学校の教育活動上重要なものとして位置づけられている。

(2) 検討事項

各県立学校におけるP T Aによる部活動施設設備の整備と、その管理運営に係る費用負担の実態

行政財産の目的外使用でP T A等（P T A、後援会、卒業生会など）が設置した部活動施設設備は、雨天練習場、部室、倉庫など31校140施設あり、このうち経費を学校が県費負担しているのは14校（45.2%）36施設（25.7%）である。

P T Aが整備した部活動施設設備について、実態に即した管理運営のあり方の検討

P T Aが整備した部活動施設設備に係る目的外使用許可については、使用料の減免基準の適切な運用

せ、経費負担の取扱いの明確化、統一化を図られたい。

なお、各県立学校の中には、PTAが目的外使用許可により教室内にエアコンを設置し、その経費（電気代）も負担しているところがあるので、PTAが設置したエアコンの適切な管理運営のあり方を検討されたい。

と併せ、経費負担の取扱いの明確化、統一化の推進
上記 及び について、PTAが整備した部活動施設設備は、行政財産の目的外使用許可で対応してきており、使用料は減免基準を適用し、経費については許可条件で設置者が負担することになっている。

しかしながら、今回の実態調査によれば、経費を県費で負担している学校も多いことが明らかになった。

許可条件と異なる実態があるという問題点は、部活動が教育上、重要なものとして位置づけられている中で、県で整備すべき部活動施設設備をPTAが整備する場合に、行政財産の目的外使用許可で対応してきたことから生じているものと考えられる。

規則上は設置者であるPTAが経費負担すべきであるが、今回の実態調査の結果を踏まえて、経費負担の取扱いについてさらに検討を進めたい。

2 PTAが設置したエアコンの管理運営について

PTAが設置したエアコンの経費負担については、「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用について」の規定に基づき、目的外使用許可を受けた者に負担させるものとする。

9 物品の譲渡及び貸付に係る取扱規程の整備について

物品の適正な管理及び有効活用を図るため、昨年度の定期監査における重点監査項目「物品の処分等」で、各機関において不用と判断した物品について、安易に廃棄を行わず、全庁LANを活用した管理換えや市町村等への売却、譲与等を積極的に検討するように求めたところである。

しかしながら各機関の中には、パソコン等の物品の更新をした際に、従前の物品を故障等もないのに廃棄しているものがある。

こうした取扱いは、物品については「財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例」の中で、譲渡、貸付等についての定めはあるものの、公有財産のように具体的な取扱い（減免基準、評価額の算定等）に係る規則、運用通知、取扱要領等の関係諸規程の定めがないことが要因のひとつと考えられる。

については、物品の適正な管理及び有効活用を図るため、早急に物品の譲渡及び貸付に係る具体的な関係諸規程の整備を図られたい。

(出納局)

パソコン自体は、通常4年程度で性能劣化が生じること、OSが古いパソコンではサポートが打ち切れネットワーク上のセキュリティが保てないこと、古いパソコンに新しいOSを載せ換えて再活用することは物理的に不可能であること、仮に貸出しするならば有償でデータを消去することなどが必要であり、外部の者に譲渡したり、貸与することは適当でないと考えている。

なお、公有財産においては、「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則」が定められているが、物品についても他県等の状況を参考としながら同様の規定の整備を検討することとする。

II 企業会計

1 病院事業の運営について

(1) 中央病院

1) 医師の人事評価制度の導入について

医師の人事評価制度の導入については、平成16年度から検討されているが、医師の公正な処遇と活力のある組織を実現するために、速やかに取り組まれない。

2) 増収対策について

増収対策については、引き続き紹介率のアップ、平均在院日数の短縮及び診療報酬の加算などにより取り組まれない。

3) 経費節減対策について

- ・統合情報システムを活用して、診療科や部門別・疾病別の原価計算の仕組みを構築し、コスト削減に努められたい。
- ・高額医療機器等の機種選定にあたっては、機器の購入費用だけではなくメンテナンス費用についても十分に比較検討されたい。
- ・経費のうち大きなウエートを占める光熱水費等についても、引き続き節減に努められたい。

(2) 湖陵病院

1) 新病院の経営計画の策定について

病院を取り巻く今後の経営環境は、新病院整備に係る起債の償還や退職給与金の増大等による支出の

(中央病院)

1) 医師、看護師、医療技術職員等を対象とした、新たな県立病院の人事評価制度の導入について、平成16年度から検討を行っているところであり、平成17年11月から試行を開始したところであります。

今回の試行期間は平成17年度下期、11月～3月までとしており、数度の試行を重ね本格実施することとしております。

試行を開始するにあたり、対象職員には職員説明会を実施するとともに評価者には評価者研修を行い、制度の理解とスムーズな導入を図ることとしております。

試行を通じて、人事評価制度の課題を把握し、改善することにより、より良い制度で早急に本格実施することを目指しております。

2) 増収対策については、健全化推進チーム検討会において、紹介率や平均在院日数をはじめとする各種経営指標について、達成状況の報告、分析及び対応策の検討を行っているところです。

また、この健全化推進チーム検討会において、診療報酬上の施設基準の維持及び新たな加算の取得など収益確保策の検討を行っているところであり、今後とも引き続き経営健全化に向けた取組を行ってまいります。

3) 平成17年3月策定の島根県立病院第2次経営健全化計画において、今後の大幅な増収が困難なことから、費用の削減に重点的に取り組むこととし、診療材料費(対医業収益)比率、委託料及び光熱水費・燃料代について数値目標を掲げたところです。

また、平成17年9月には、第2次経営健全化計画の内容を具体化するため、島根県立中央病院第2次経営健全化推進プランを策定したところであり、費用節減対策の取組として、原価計算システムの構築、医療機器の導入方法の見直し、光熱水費の節減対策等について明記したところです。

これらの取組については、できる限り早期実現を図るとともに、費用節減効果が上がるよう努めてまいります。

(湖陵病院)

1) 平成16年度3月の「島根県立病院第2次経営健全化計画」の策定を受けて、湖陵病院の今後の目標や取組内容を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健

増加、病床数の節減による収益の減少が予想されるなど厳しい状況にあり、引き続き経費削減対策や増収対策を推進し、経営の健全化に努める必要がある。

については、数値目標や P F I 方式導入の効果を活かしたより具体的な新病院の経営計画を、早急に策定されたい。

2) 長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止等について

平成16年度の入院患者の平均在院日数は前年度の251日から222日と短縮され、「(第1次)経営健全化計画」の目標を達成しているが、在院期間3年以上の入院患者の構成比は、46.4%で、依然として高い状況にある。

については、新たに設けられた総合リハビリテーション室の機能を十分に働かせながら、長期在院患者の退院促進や新規入院患者の長期化の防止に努められたい。

また、地域の精神障害者在宅支援ネットワーク等と連携し、退院後の就労、復職、復学等の支援に取り組まれたい。

3) 新病院の職員配置計画の策定及び定数削減について

新病院の病床数は、現在よりも削減することとされており、これに伴い新たな職員配置計画が必要になってくるが、未だ策定されていない。

平成19年度の開院を控え、職員配置計画を早急に策定し、職員の定数削減を計画的に行われたい。

4) 経費削減対策について

全化プラン」を平成17年8月に決定したところであり、これに沿って湖陵病院の経営健全化に向け努力することとしています。

収支計画を含めた具体的な新病院の経営計画については、この湖陵病院の第2次プランに掲げた収益の確保等の取り組みに加え、収支に影響のある職員配置計画の策定や一般会計からの負担金の見直しなど、関係機関等との今後の調整を踏まえて、引き続き検討作業を進めてまいります。

2) 湖陵病院では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神医療の動向を先取りして、平成14年度から昨年度までの3カ年間、入院患者の早期退院や速やかな社会復帰を目指して、院内関係部門の連携や体制強化を図り「総合リハビリテーションパイロット事業」を実施し、一定の成果をおさめました。

例えば、在院期間1年以上の入院患者の構成比は、平成15年度末と平成16年度末と比較すると、65.1%から60.9%へと減少しており、今年度はさらに減少しています。

平成17年度からは、これらの成果を活かして、リハビリテーション科、デイケア科、医療相談科を統合して新たに「総合リハビリテーション室」を設け、支援体制の強化と仕組みの充実を図るとともに、急性期治療体制を確立するための取り組みなどを行うことにより、早期退院・社会復帰に向けた医療体制の充実を図ることとしています。

また、退院後の患者は、まずは病状の安定と回復を第一に考え、通院などを通して療養生活を送ることとなります。これらの患者からは、就労等を含む生活上の諸問題や社会復帰に関わる様々な相談があり、主に医療相談部門において対応していますが、今後も、就労等の相談があった場合には、保健所やハローワークなど地域の関係機関等との連携により支援していきたいと考えております。

3) 平成19年度の開院に向けて、平成16年度末に1棟棟廃止し、あわせて職員数16名を削減しました。

新病院の職員配置計画の策定については、現在最終段階の調整を行っております。

4) 契約にあたっては、可能な限り競争入札等により

経費の縮減にあたっては、長期継続契約の導入や保守委託契約等に見られる特命随意契約の見直しなどにより、可能な限り競争入札を実施するなど競争原理を働かせ、さらなる経費の節減に努められたい。

また、経費のうち大きなウェイトを占める光熱水費についても、引き続き節減に努められたい。

実施することとしており、やむを得ない場合についてのみ特命随意契約で対応することとしていますが、既存の契約については改めて精査し必要があれば見直しを行うとともに、新たな契約についても方針の徹底に努めたいと考えています。

また、光熱水費等の経費節減については、患者サービスの低下を招かない範囲で、引き続き積極的に取り組んでいきます。

(3) 病院全事業

1) 定員削減の取組について

本県においては、新行政システム推進計画により、定員削減等の取り組みが進められている。

病院事業にあっても、組織のスリム化を目指し業務の外部委託、事務事業の見直しを進めて定員の削減に努められたい。

(医療対策課)

1) 新行政システム推進計画に基づき、病院における現業部門の見直しを一般会計部門に準拠して行うこととしました。

見直しの内容は、調理担当を除く現業職については委託に切り替え、計画的に廃止してまいります。これにより運転技師 1 名と施設管理技師・営繕技術員 3 名の現業職員と 3 名の臨時職員の削減を行います。

調理担当につきましては、当面湖陵病院を全面委託とし、湖陵病院の調理担当職員を中央病院で引き受けることといたしました。このため、中央病院は向こう10年間は現在の直営体制を維持し、10年後、再協議することといたしました。

2) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、両病院とも「個人情報保護の基本方針」を定め、個人情報を適切に管理することとしているが、この方針を徹底するよう努められたい。

2) 中央病院においては、「個人情報保護法」が平成17年 4 月 1 日に全面施行されたことにより、「個人情報管理委員会」を立ち上げ、個人情報に関する様々な取り組みを推進しております。

4 月には「個人情報保護方針」「診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ」「患者さんの個人情報の利用目的」を定め、院内に掲示・HP への掲載をするとともに患者さんにはリーフレットにして配布することにより周知を図っております。

さらに、個人情報保護を推進し、職員に徹底するために「個人情報保護法に関する Q & A」、「個人情報管理規定」を定め「職員全体研修」を実施したところであります。

また、年度内に「個人情報保護計画」を策定し、来年度以降も今年度中に作成した規程等について、今年度の実施状況をふまえて見直しを図ることとしております。

湖陵病院においては、個人情報保護に関する施策や安全管理対策の検討、職員への研修などを実施するため、平成17年度 4 月、湖陵病院内に「個人情報

3) 病院における待ち時間の解消について

病院における待ち時間は、完全予約制や中央病院の統合情報システムにより、短縮化に努められている。

待ち時間の解消は、患者サービスの大きな要素でもあるので、さらなる時間短縮に向けて取り組みを進められたい。

4) 医療費の個人負担分未収金の対策について

医療費の個人負担分未収金については、1年以上経過したものが両病院で77百万円余と多額になっている。各病院では、滞納未収金対応要綱等に基づいて回収に取り組みられているが、その成果が上がっていない。ついては、未納者の個々の実態を調査し、病院全体の課題として未収金の回収に取り組みられたい。

保護委員会」を設置しました。

個人情報保護方針の徹底については、院内の外来待合いなど、より多くの方にご覧いただけるような場所に「個人情報保護方針」とともに「診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ」、「通常の業務で想定される個人情報の利用目的」を掲示するとともにホームページ掲載などを実施しているところであり、職員に対しても個人情報保護法に関するQ & Aの周知、職員研修会を実施するなどして徹底を図っています。

3) 待ち時間の短縮化につきましては、患者サービスの向上の観点から、大変重要な課題であると認識しております。

現在、診療受付及び会計受付における窓口運用の見直しなど、待ち時間の短縮につながる対策について検討を進めているところであり、今後とも更なる時間短縮に向けた取組を進めてまいります。

4) 中央病院においては、未収金対策としては、未収金の発生を未然に防ぐため、入院の際に支払い誓約書の提出や連帯保証人をお願いしております。さらに、支払いが困難な患者さんに対しては、分納のあつせん、高額療養費委任払制度や高額療養費貸付制度など諸制度の説明を行っています。

また、滞納となったものについては、電話での催告、督促状の送付、連帯保証人に対する請求などを実施しているところです。

なお、未収金の回収に当たっては、来院時の面接等の機会を通じ未納者の個々の実情を聞き取りした上で、分納等の方法を活用し未収金の徴収に努めているところです。

平成17年度においては、未収金対応マニュアルを策定し、未収金発生予防対策から発生後の督促まで体系的に整備したところであり、昨年10月からは、高額滞納者についての自宅訪問を新たに開始したところです。

引き続き、未収金対策チームにおいて課題を整理し、実施可能なものから順次対策を実施してまいります。

湖陵病院においては、長期多額滞納者の解消と新たな滞納者の発生を防止するために、現状における問題点や課題等を整理し、病院全体で取り組むための仕組みなど、その対応策を改めて検討することと

しています。

現在湖陵病院では、納入期限が過ぎても支払いの無い場合は、その都度速やかに督促状を発送し、未収金の固定化を防止するほか、滞納の未然防止の観点から入院時に連帯保証人をお願いしています。

また、精神疾患特有の病状から長期入院患者が少なからずありますが、入院費も一旦未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生し、それらが滞納額の多くを占める状況にあります。

これら未収金が多額となった一部の患者については、その家族も含め面会時等に返済計画について話し合いの場を持つなどして、分納等の方法により未収金の徴収に努めているところです。

なお、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療上の信頼関係に影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあり、その様な点も考慮して対応策の検討を進める必要があると考えています。

2 電気事業の運営について

1) 江津高野山風力発電所の収支計画の策定について

江津高野山風力発電所は、平成20年4月に9基、2万700kWでの営業運転開始を目指して、江津市高野山周辺において、来年度から着工される運びとなったところである。

この発電所の建設事業については、施設規模、年間予想発電電力量、事業費等に基づき、収支見通しが立てられているところである。

事業費約54億円で、その財源は、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）からの補助金の外、大半は、企業債と自己資金になっている。

発電所の建設にあたっては、事業費等を精査して、より確実な収支計画を策定されたい。

2) 水力発電所の計画的な改良等について

運転中の水力発電所は、これまで順調に収益を上げており、事業の経営に大いに寄与してきたところである。

しかし、大半の水力発電所は、運転開始後40年～50年経過していることから、一層効率的な発電が可能となるよう、計画的に改良や大規模修繕等を行われたい。

3) 職員公舎跡地の活用について

浜田川発電所の浜田職員公舎用地（137.01㎡）につ

（企業局）

1) 高野山の施設規模は、企業局機種選定委員会を設置した上で、機器の性能面、施設完成後の運転管理面並びに採算面について評価し、慎重な審議を経て決定した。

なお、事業費の増加は収支見通しに与える影響が大きいため、詳細設計の結果を得た上で、収支計画を策定する。

2) 平成17年度に策定した「企業局経営計画」において、より安定した電気事業の経営を目指し、電気料金単価を全国平均レベルにすることを目標に設定した。

この経営計画を踏まえ、修繕・改良計画を平成18年度に策定する。

3) 浜田職員公舎跡地については、処分の方向で検討したい。

いては、平成13年 3 月公舎を解体撤去して以来、未利用のままであるので、用地の売却を含めてその活用方法を検討されたい。

3 工業用水道事業の運営について

1) 飯梨川工業用水道事業の売水率向上対策について
飯梨川工業用水道事業の売水率は年々低下している。また、企業の節水意識が進んでいるため、今後も給水量の増加は期待できない。

従って、今後も引き続き、費用の抑制に努める一方、工業用水使用の可能性のある企業や団体の情報を広く収集して新たな需要拡大に努められたい。

また、料金体系の見直しや給水区域の範囲拡大の可能性などについても検討されたい。

2) 江の川工業用水道事業の売水率向上対策について
江の川工業用水道事業については、事業開始以来給水先は 1 企業に留まっている。企業立地の関係課のみならず、他の関係機関からも広く、情報収集に努める一方、立地企業に対する補助金制度や工業用水供給の安定性など有利な条件も生かしながら、用水型企業の積極的な誘致に努められたい。

3) 神戸川工業用水道建設事業の事業計画の策定について
神戸川工業用水道建設事業については、供用開始を平成23年度に控え、今後専用施設の建設に着手することとなるが、その際には具体的な事業計画を策定する必要がある。事業計画の策定に当たっては、用水の正確な需要予測が重要であるので、県・出雲市等と一体になって、早急に具体的検討に着手されたい。

4) 八戸川工業用水道建設事業の用水の活用方策について
八戸川工業用水道建設事業については、昭和51年に県営八戸ダムに23万トンの用水を確保し、昭和54年に江の川工業用水道事業として 5 万トン、江の川水道事業 2 万 7 千トンの用水を利用し、それぞれの事業を開始した。

しかしながら、残りの15万 3 千トンの用水については、利用されることなく現在に至っている。

当該事業の資産は、平成17年 3 月末の決算においては、建設仮勘定として18億2,935万円余が計上されているが、事業化への具体的計画は策定されていない状

(企業局)

1) 飯梨川工業用水道については、昨今の景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により契約水量の減少が続いている。こうした中、人件費などの固定経費の節減などにより、収支の均衡が図れるよう努めている。

水需要拡大にあつては、受水企業や地元商工団体への訪問などにより、情報収集や P R 活動を行っているが、新たな需要量増加には繋がっていない。

また、料金の見直しや給水区域の拡大にあつては、料金収入の減少や料金の大幅な高騰などが発生しないよう、費用対効果を充分考慮しながら検討することとしている。

2) 江津地域拠点工業団地は、平成20年代中頃には江津市内とアクセス道路が直結される。また、豊富な工業用水が具備されていることも、大きなセールスポイントである。

今後とも、水利用型企業の受け皿として P R 活動等に取り組み、商工労働部や地元自治体と連携しながら、誘致活動に努めていきたい。

3) 事業着手の経緯を踏まえ、専用施設の着手にあつては、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討する。

4) 未利用容量の今後の有効活用策について、事業実施となった経緯を踏まえつつ、存廃を含めた種々の手法の検討を関係課と行っているところであり、県として最も有効な活用策を見い出せるよう努めていきたい。

<p>況にある。</p> <p>したがって、県と一体となって早急に、今後の活用方策を検討されたい。</p>	
<p>4 水道事業の運営について</p> <p>1) 飯梨川水道事業における施設の計画的な改良等について</p> <p>飯梨川水道事業においては、老朽化した施設の更新費や国の指針等に基づく耐震化等への対応に加えて取水箇所集水埋渠工事等今後多額の投資が必要となってくる。</p> <p>こうした施設整備に当たっては、給水市町と十分に連携・調整を図りながら、適正な供給単価が維持できるよう、計画的に進められたい。</p> <p>2) 江の川水道事業における単価抑制と需要拡大について</p> <p>江の川水道事業については、市町の参画水量に対して使用水量が少ないことから、供給単価が割高となっている。このため、一般会計補助金や電気事業の借入金により、供給単価の引下げや平準化措置が行われている。</p> <p>単価軽減のためには、経費節減等による支出の抑制に加え、引き続き市町と連携・協力を図りながら新たな需要拡大に取り組まれたい。また、将来の下水道普及に伴う使用水量の増加についても、把握しておく必要がある。</p> <p>3) 斐伊川水道建設事業における参画市町の水需要の予測等について</p> <p>斐伊川水道建設事業については、平成23年度に供給開始を行うこととしているが、浄水施設については供給開始時は、21,000トンの需要に見合う施設整備にとどめ、最終的には35,400トンの需要を見込み、段階的に整備していくこととしている。</p> <p>供給単価については、こうした計画に基づいて供給開始後30年間の平均単価を1トン当たり、130円～140円と試算している。</p> <p>しかしながら、供給量の需要予測を行ってから年数が経過しており、合併や人口動態の変化等の状況もあるため、松江市を初めとした参画市町と将来の需要予測、単価設定の方法等について十分に協議・検討を行い、事業が円滑に推進できるよう図られたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 老朽化した施設や耐震化対応を要する施設の整備については、平成17年度に行った料金更改交渉の中で給水市町に説明し、整備の必要性については理解を得ており、今後、整備を計画的に進める。</p> <p>2) 各受水団体の水需要実績は減少傾向にあり、少子高齢化の進展などにより、需要拡大は極めて厳しい状況にあるが、江津市の有福簡易水道において、平成18年度から日量約150m³を上水へ転換する予定である。受水団体とは、下水道普及に伴う水需要動向を含めた情報交換を行い、需要拡大に向けて連携を図っていききたい。</p> <p>また、経費節減にあつては、不要不急の支出を避けることにより、料金の抑制に向けて経営努力を行っていききたい。</p> <p>3) 現計画の需要予測は、平成15年に行ったものであり、最大の供給先である松江市の法定計画とも整合している。また、用水供給事業は、圏域全体の水供給システムと危機管理システムとを併せた総合的な観点から考えていく必要があることから、コスト縮減や単価を含めた種々の課題についての参画市町との協議を今後とも行っていききたい。</p>
<p>5 宅地造成事業の運営について</p> <p>1) 各工業団地の分譲促進について</p>	<p>(企業局)</p> <p>1) 江島工業団地においては、江島大橋の開通による空</p>

江島工業団地については、昨年10月、永年の懸案であった江島大橋が開通し、利便性が向上し、団地の価値が高まったところであるので、売却が進むものと期待される。

また、江津地域拠点工業団地については、知事部局及び地元自治体と一体となった分譲促進活動を行っているものの、企業誘致に結びついていない。

いずれの工業団地についても、知事部局及び地元自治体と連携して、売却に一層努力されたい。

2) 旭拠点工業団地の矯正施設誘致に伴う財政負担について

旭拠点工業団地については、矯正施設の誘致が決定したところである。

今後、工業団地の売却に伴い、これまでの投資や今後発生するであろう負担について知事部局等と早急に協議されたい。

港・港湾施設の利便性向上を機に、分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの分譲促進策を講じたところであり、早期完売を図っていききたい。

また、江津地域拠点工業団地においては、区画を分割して分譲するなど視野に、柔軟な対応を図ることで、残された未分譲地の完売に向けて取り組みたいと考えている。

2) 旭拠点工業団地については、矯正施設設置に伴い、平成18年度において、国への売却を予定しているが、不動産鑑定に基づく時価評価となることから売却額は約13億 5 千万円と見込んでいる。

このため、土地の造成に要した費用や進出企業の移転関連経費など約29億 5 千万円との差額約16億円については、一般会計からの補助金を受けることにより精算することとしている。

6 企業局全事業の運営について

1) 企業局経営の方針について

県財政や地方経済の厳しい状況の中、地方公営企業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、企業局では、各事業の課題を整理し、今後の企業局経営の方針を示す「企業局経営計画」を策定することとしている。

この「企業局経営計画」は、企業局が目指すべき明確なビジョンと具体的な数値目標等により実効性のあるものとされたい。

2) 企業局の会計処理について

企業会計における決算の財務諸表は事業年度内の経営成績と財政状態が適正に表示される必要がある。

よって、下記の会計処理等について検討されたい。

「借入資本金」は、建設又は改良等を目的とした企業債、長期借入金のみ計上することとされているが、償還のための長期借入金があ該当勘定科目に計上されている。

「建設仮勘定」は、建設中の利子、その他関連費用を計上することとされているが、合的期間外の利子及び関連費用が計上されている。

(企業局)

1) 企業局では、平成16年度から、10年後を見据えた今後 5 年間の経営計画の策定に取り組み、外部有識者から成る検討委員会の開催、パブリックコメントの実施等により、外部からの意見も取り入れた「企業局経営計画」を策定した。

この計画では、今後の企業局が目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5 年後に達成すべき成果を目標値として示した。

今後、この目標値について、年度ごとに達成状況の評価を行い、評価に基づく改善に取り組むことで経営計画の達成を目指す。

2)

会計処理方法の変更については、指摘を踏まえて検討していききたい。

建設仮勘定の精算は、昭和41年 8 月20日付け自治企一第3号自治省財政局公営企業第一課長通知「地方公営企業の会計規程の準則について」の別紙準則第76条第 2 項において、「建設改良工事が完成した場合」に行うものとされ、また、公営企業実務講座

「未成宅地」は、造成中の利子や関連経費を計上することとされているが、造成終了後も利子及び関連費用が計上されている。

一般会計からの借入の条件で、借入利率や償還方法が未定となっている契約が多数見られる。

3) 経費削減対策について

企業局経営の健全化を推進するうえで、総費用の抑制は重要な課題である。人件費の抑制については、これまで組織の統合による人員削減や、業務手当の廃止に取り組んできたところである。

引き続き、事務事業の統合化及び外部委託の推進等により職員の定数削減を積極的に進めるとともに、契約事務の見直しや光熱水費、旅費等諸経費の節減による支出の抑制に努められたい。

また、職員一人ひとりの経営感覚とコスト意識が高まるよう図られたい。

4) 福利厚生事業の見直しについて

本県の厳しい財政状況の中、知事部局の福利厚生事業については、その事業内容や負担方法を見直されたところである。

企業局においては、独自の福利厚生事業を実施しているが、その事業内容や負担のあり方について見直されたい。

5) 経営状況等の情報提供について

企業局の経営状況、各事業の内容等の情報は、正確かつ的確に提供することが必要であり、そのためホームページ等の内容を適宜更新し、最新の情報を掲載されたい。

(地方公営企業制度研究会編)において、建設改良工事の完成とは、「当該建設に関する一切の契約に基づいてその内容を確認する工事等の検収が行われ、その検収完了の報告が当該建設担当者に提出され、その資産の引き継ぎを受けて管理者の承認を得たものをいう。」とされており、当局を含む地方公営企業においては、この準則に基づいて同様な財務規程を設けて会計処理を行っている。

このことから、利息、その他関連費用については、建設改良工事完了までは建設仮勘定で取り扱い、事業の用に供してからは費用として取り扱うこととしている。

「未成宅地」勘定から「完成宅地」勘定への振替については、一般会計と企業会計間の責任と負担のあり方、資金調達方法など総合的な観点から検討を行いたい。

約定の内容については、一般会計・企業会計両者が合意しているものである。

3) 職員数の削減については、平成17年度、本局1名、開発課分室の本局統合により1名の計2名削減を行った。また、平成17年度、現業業務の見直しを行い、10年以内に廃止(運転技師は廃止、ダム管理技師及び水道管理技師は嘱託化)することとした。

なお、企業局経営全般にわたる経費削減対策については、「企業局経営計画」において目標値を設定し、その達成に努めたい。

4) 地区別厚生事業及び保養施設利用助成事業を廃止するとともに、健康器具等整備事業のうち健康器具を対象外とするなど、福利厚生事業全般について見直しを行った。

5) ホームページを全面的に改訂したところであり、今後、最新の情報提供に努めたい。

平成15年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況（17年度報告分）
<p>I 一般会計及び特別会計（重点監査事項）</p> <p>1 物品の売却・譲与・廃棄について</p> <p>管理換を除く処分の合計点数は1,417点であった。</p> <p>このうち、売却・譲与を行ったものは合計61点の4.3%に留まっており、残りは活用策を検討しないまま廃棄されていた。</p> <p>各機関において不用と判断した場合も安易に廃棄を行わず、管理換、売却、譲与による活用を必ず検討し、その検討経過を「不用品決定・処分調書」に記載するとともに、出納機関においては厳正な審査を行われたい。</p> <p>特に自動車については安易に廃棄せず、売却等の処分を行うよう努められたい。</p> <p>また、パソコンについては、情報政策課が示している更新基準（6年）以前に廃棄されたものが95点、22.6%（表-3）もあるので周知徹底を図るとともに、物品管理者においては的確な管理に努められたい。</p>	<p>（出納局）</p> <p>引き続き、不用とした判断理由等について明確に記載し、処理するよう指導している。</p> <p>公用車については、売却の方針を立て一般競争入札を行った。しかしながら、応札者がなかったため廃車処分とした。</p>
<p>2 物品管理事務の軽減・効率化について</p> <p>平成12年度会計監査において、物品管理事務について管理の適正化及び事務処理の合理化を図る観点から、電算処理の導入を意見として述べたところであるが、その後の財政事情により、開発に要する費用負担が困難であるとして実施されていない。</p> <p>このため、当面は物品管理事務の軽減・効率化を図る観点から、現在、備品ごとに個別票を作成している物品整理票は、重要物品を除いてパソコンによるデータ処理管理に移行することを検討されたい。</p>	<p>（出納局）</p> <p>物品管理事務の軽減、効率化を図るためには本格的な情報システムを構築することが必要であるが、現在の財政状況等からしてその予算化は望めないところであり、本格的なシステムではなく既存のパソコンを活用した部分的な管理システム等について検討することとしたい。</p> <p>また、約53万点にも上る物品の管理事務の軽減を図るため備品基準金額（現行2万円）の引き上げ等も検討することとした。</p>
<p>II 一般会計及び特別会計（重点監査事項以外）</p> <p>1 施設設備等の保守管理業務委託に係る庁舎管理業務委託契約の競争入札参加資格の定めについて</p> <p>庁舎管理業務のうち、清掃、機械警備等の5つの業務分野については、委託に係る競争入札参加資格を定めて入札されているが、それ以外の分野の庁舎管理業務委託では、入札参加資格の定めがないままに指名競争入札したり、安易に特定業者と随意契約している事例が多く見受けられる。</p> <p>については、「保全業務積算の手引き」に記載されている各庁舎管理業務分野のうち、特に委託契約事例の多いものから、適宜、競争入札参加資格を定めることを検討されたい。</p>	<p>（管財課）</p> <p>庁舎管理業務のうち、浄化槽維持管理業務、一般廃棄物処理業務、空調機器保守点検業務、昇降機保守点検業務、消防用設備点検業務の5業務について新たに競争入札参加資格を定めた。</p>
<p>2 職員課・福利課の組織・業務のあり方について</p>	<p>（人事課、職員課）</p>

職員課の所掌事務の主要なものは、職員の福利厚生、労働安全衛生、恩給、地方職員共済組合、職員互助会等に関する事柄である。

しかし、事業や業務の多くは共済組合や互助会等へ委託しており、直接執行業務は、恩給、公務災害補償、東京宿泊施設管理基金の管理及び職員会館の管理運営等である。

また、共済組合や互助会職員の一部は職員課職員が兼務しており、会計執行の上からも不自然な体制となっている。

については、人事課との統合も視野に入れ、共済組合、互助会との関係や事務局兼務のあり方など所掌事務全体の見直しを検討されたい。

福利課についても、職員課と業務執行の方法に多少の違いが見られるが、基本的にはその組織・業務の形態は同様であり、これについても見直しを検討されたい。

行政組織の簡素効率化、職員管理の連携のため、平成18年度に職員課を人事課に統合することとしている。現在の職員課管理グループの業務のうち、恩給、公務災害補償、東京宿泊施設管理基金の管理等と人事課の庶務業務等を合わせ人事課職員グループを新設して所掌し、それ以外の共済組合事務を共済組合の管理グループが所掌することとし、県業務と共済組合業務を分離する。また、職員課保健グループは人事課の内室として新設する福利厚生室に置く。なお、福利厚生室長は地方職員共済組合島根県支部の事務長及び島根県職員互助会の常務理事・事務局長を兼務することになる。

このことにより、県としての互助会の監督や共済組合への負担金等の執行については、今後、共済組合業務を分離した人事課職員グループにおいて行うことになり、会計執行上もより適正な体制となる。

(教育庁総務課、福利課)

総務課及び福利課の組織のあり方については、特に福利厚生関係において、県が取り組む福利厚生事業のほか、公立学校共済組合島根支部と財団法人島根県教職員互助会で掛金・負担金や会費を財源として実施する事業があり、現職の教職員約8,500名や退職教職員を対象に、各種の福利厚生事業を実施しているが、今後の福利厚生のあり方として、三者の役割分担の明確化や必要に応じた緊密な連携、これらの連携による効率的な事業の展開などが重要になってくるものと考えている。

なお、福利厚生事業のうち健康づくりに関する事業については、特に充実強化が必要なことから、平成18年4月から健康関係の技術職を1名増員し、喫緊の課題に対しては必要な体制を確保する考えである。

また、総務課と福利課との関係については、人事管理や給与等の総務管理的な業務と、健康増進や福利厚生等の生活支援的業務は役割を分担すべきであり、依って立つ基盤は異なるものと考えられるが、知事部局において、簡素で効率的な組織体制とするため、職員課が廃止されて人事課と統合され、人事課内に福利厚生室が設置されることになったことから、今後、教職員の福利厚生を円滑かつ効率的に実施していく観点に立って、組織統合によるメリットとデメリットを具体的に検討していきたい。

(出納局)

警察本部と協議した結果、現金直納とした場合、分任出納員等の人員配置による経費の増大と現金納付に伴う領収・保管・払込等、事務の効率性に問題があることな

3 証紙取扱手数料の縮減について

島根県収入証紙の売りさばき人が県から証紙を買い受けるときに、県は、当該証紙の額面金額の3.15%に相当する金額を取扱手数料として売りさばき人に交付してお

<p>り、平成15年度には約4,200万円を交付している。</p> <p>については、厳しい県の財政状況の中、証紙取扱手数料の縮減を図るため、特に証紙収入の大半を占める運転免許関係手数料について現金直納による収入方法を検討されたい。</p>	<p>どから、証紙による収入を引き続き行うこととした。</p>
<p>4 公立高等学校の入学選抜について</p> <p>「島根県公立高等学校入学選抜実施要綱」においては、各県立高校における入学希望者のうち、県外からの入学希望者については4名以内が学校現場の判断で入学許可できるとされているところである。</p> <p>しかし、「県立」であるということにとらわれず、県立高校による地域の活性化という観点も踏まえ、特に、離島や中山間地域の県立学校においては、県外からの入学者の数について学校現場において柔軟な対応ができるよう検討されたい。</p>	<p>(高校教育課)</p> <p>県外からの生徒の受け入れについては、平成15年度入学選抜から、保護者が県内に在住しない県外からの志願者について、確かな身元引受人のある者は、当該志望校の入学定員内で、原則として4名以内を合格者とできるものとしている。</p> <p>ただし、学校長が必要と認めれば、県教育委員会と協議をしたうえで、4名を超えて合格とすることは可能であり、このことは、特定の高等学校に例外的に認めるものではない。</p> <p>なお、過去3年間の身元引受人制度を利用した入学選抜は、全県で、平成17年度入試は6名、平成16年度入試は5名、平成15年度入試は5名となっており、直ちに拡大するような状況ではないと考えている。</p>
<p>5 教育職員の適正配置・異動について</p> <p>本県教育職員の人事異動については、「島根県公立学校教育職員人事異動方針」に基づき、市町村立学校については平成12年度から「島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則」をもとに、また県立学校については平成15年9月に改訂された「島根県立学校教育職員人事異動方針細則」をもとに行われている。</p> <p>しかしながら、一部の公立学校、とりわけ特殊教育諸学校や離島・中山間地域の諸学校において、中堅・ベテラン教員の配置や部活動指導教員の配置にバランスを欠いた学校運営を余儀なくされている事例が見られ支障を来している。</p> <p>もともと、出雲地域、石見地域、隠岐地域それぞれの出身の教員構成がアンバランスであるという構造的な問題を抱えているところであるが、「出身」地域主義や「生活の本拠」主義の見直しや勤務年数のカウント方式はじめ、繁文縟礼に過ぎるそれぞれの「方針」・「細則」の見直しも含め、学校現場での教育職員の適性配置が可能となるよう検討されたい。</p>	<p>(高校教育課、義務教育課)</p> <p>出身教員数の地域間アンバランスを是正するため、平成18年度の教員採用において、従来正式教諭経験者を対象に小中学校で設けていた勤務地を石見・隠岐地域に限定する採用枠(5人)に加え、新たに小学校で正式教諭経験を問わない石見・隠岐地域勤務地限定採用枠(5人)を設け、石見・隠岐地域に生活の本拠地を置く教員の確保を図ることとした。</p>
<p>Ⅲ 企業会計</p> <p>1 医師の人事評価制度の導入について</p> <p>医師の人事評価制度の導入検討等については、速やかに検討のうえ実施されたい。</p>	<p>(中央病院)</p> <p>医師、看護師、医療技術職員等を対象とした、新たな県立病院の人事評価制度の導入について、平成16年度か</p>

	<p>ら検討を行っているところであり、平成17年11月から試行を開始したところであります。</p> <p>今回の試行期間は平成17年度下期、11月～3月までとしており、数度の試行を重ね本格実施することとしております。</p> <p>試行を開始するにあたり、対象職員には職員説明会を実施するとともに評価者には評価者研修を行い、制度の理解とスムーズな導入を図ることとしております。</p> <p>試行を通じて、人事評価制度の課題を把握し、改善することにより、より良い制度で早急に本格実施することを目指しております。</p>
<p>2 効率的な薬剤業務運営の検討による薬剤師の適正配置について</p> <p>薬剤の院外処方推進がされてきたが、一方、薬剤業務が服薬指導、薬歴管理業務など薬の適正使用を通じて患者の医療の質的向上と安全の確保を重視したものに変わっているなかで、薬剤師の人員配置はいかにあるべきか効率的な業務運営のあり方を考慮の上検討されたい。</p>	<p>(中央病院)</p> <p>薬剤師業務は、調剤を中心とした基本的業務から、薬剤管理指導業務(服薬指導等)、医薬品情報提供業務、薬物血中濃度モニタリング(TDM業務)など薬の適正使用を通じて、患者の医療の質的向上と安全確保を重視した業務へ変化してきています。薬剤師の人員配置については、質的な面の確保と効率的な業務運営の観点から、適正な人員配置に努めてまいります。</p>
<p>3 長期在院患者の退院促進及び福祉関係機関等との連携による社会復帰対策の推進について</p> <p>平成15年度の平均在院日数で3年以上の入院患者が44.2%となっており、今後も新規入院患者の長期化の防止と長期在院患者の退院促進に向けた努力を継続されたい。</p> <p>また、長期在院患者の早期退院・社会復帰対策については、地域の福祉関係機関等との更なる連携のもと就労、復職、復学等につながるよう努められたい。</p>	<p>(湖陵病院)</p> <p>湖陵病院では、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神医療の動向を先取りして、平成14年度から昨年度までの3カ年間、入院患者の早期退院や速やかな社会復帰を目指して、院内関係部門の連携や体制強化を図り「総合リハビリテーションパイロット事業」を実施し、一定の成果をおさめました。</p> <p>例えば、在院期間1年以上の入院患者の構成比は、平成15年度末と平成16年度末で比較すると、65.1%から60.9%へと減少しており、今年度はさらに減少しています。</p> <p>平成17年度からは、これらの成果を活かして、リハビリテーション科、デイケア科、医療相談科を統合して新たに「総合リハビリテーション室」を設け、支援体制の強化と仕組みの充実を図るとともに、急性期治療体制を確立するための取り組みなどを行うことにより、早期退院・社会復帰に向けた医療体制の充実を図ることとしています。</p> <p>また、退院後の患者は、まずは病状の安定と回復を第一に考え、通院などを通して療養生活を送ることとなります。これらの患者からは、就労等を含む生活上の諸問題や社会復帰に関わる様々な相談があり、主に医療相談部門において対応していますが、今後も、就労等の相談があった場合には、保健所やハローワークなど地域の関</p>

	<p>係機関等との連携により支援していきたいと考えております。</p>
<p>4 新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画の策定について</p> <p>新病院の病床数を考慮した職員の新たな配置計画を策定し、今後、病床・病棟数の減少に合わせて、職員の定数削減を計画的・段階的に行われたい。</p>	<p>(湖陵病院)</p> <p>平成19年度の開院に向けて、平成16年度末に1病棟廃止し、あわせて職員数16名を削減しました。</p> <p>新病院の職員配置計画の策定については、現在最終段階の調整を行っております。</p>
<p>5 PFI 導入の効果を活かした新病院の経営計画の樹立について</p> <p>新病院建設後は病床数の減少に加え、企業債の償還金、運営経費の増大等が予想される。また、一般会計からの負担のあり方も見直されるなど厳しい状況を踏まえ、償還計画や数値目標を設定しPFI導入の効果を考慮に入れ、収支計画を含めた具体的な新病院の経営計画を早急に樹立されたい。</p>	<p>(湖陵病院)</p> <p>平成16年度3月の「島根県立病院第2次経営健全化計画」の策定を受けて、湖陵病院の今後の目標や取組内容を定めた「島根県立湖陵病院第2次経営健全化プラン」を平成17年8月に決定したところであり、これに沿って湖陵病院の経営健全化に向け努力することとしています。</p> <p>収支計画を含めた具体的な新病院の経営計画については、この湖陵病院の第2次プランに掲げた収益の確保等の取り組みに加え、収支に影響のある職員配置計画の策定や一般会計からの負担金の見直しなど、関係機関等との今後の調整を踏まえて、引き続き検討作業を進めてまいります。</p>
<p>6 医療費の個人負担分の未収金対策について</p> <p>医療費の個人負担分未収金については両病院とも、1年以上経過した長期滞納金が年々累増し、病院では対応要綱の策定や対策チームの編成等を行い電話督促、分納誓約、連帯保証人の設定等により未収金収納対策に努めているところであるが、依然として長期滞納金は減少していない。</p> <p>ついては、両病院の共通の課題として連携し、滞納者個々の実態把握に努めるなど実効性のある未収金対策に取り組まれない。</p>	<p>(医療対策課)</p> <p>中央病院においては、未収金対策としては、未収金の発生を未然に防ぐため、入院の際に支払い誓約書の提出や連帯保証人をお願いしております。さらに、支払いが困難な患者さんに対しては、分納のあっせん、高額療養費委任払制度や高額療養費貸付制度など諸制度の説明を行っています。</p> <p>また、滞納となったものについては、電話での催告、督促状の送付、連帯保証人に対する請求などを実施しているところです。</p> <p>なお、未収金の回収に当たっては、来院時の面接等の機会を通じ未納者の個々の実情を聞き取りした上で、分納等の方法を活用し未収金の徴収に努めているところです。</p> <p>平成17年度においては、未収金対応マニュアルを策定し、未収金発生予防対策から発生後の督促まで体系的に整備したところであり、昨年10月からは、高額滞納者についての自宅訪問を新たに開始したところです。</p> <p>引き続き、未収金対策チームにおいて課題を整理し、実施可能なものから順次対策を実施してまいります。</p> <p>湖陵病院においては、長期多額滞納者の解消と新たな滞納者の発生を防止するために、現状における問題点や課題等を整理し、病院全体で取り組むための仕組みなど、</p>

その対応策を改めて検討することとしています。

現在湖陵病院では、納入期限が過ぎても支払いの無い場合は、その都度速やかに督促状を発送し、未収金の固定化を防止するほか、滞納の未然防止の観点から入院時に連帯保証人をお願いしています。

また、精神疾患特有の病状から長期入院患者が少なからずありますが、入院費も一旦未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生し、それらが滞納額の多くを占める状況にあります。

これら未収金が多額となった一部の患者については、その家族も含め面会時等に返済計画について話し合いの場を持つなどして、分納等の方法により未収金の徴収に努めているところです。

なお、患者及び家族への督促行為が診療予約のキャンセルなど治療上の信頼関係に影響するなど精神病院における債権回収の困難さもあり、その様な点も考慮して対応策の検討を進める必要があると考えています。

7 定員削減について

新行政システム推進計画の中で、中央病院においても平成16年度臨床検査技師や医療技術員などの削減が行われた。

しかしながら、中央病院は更なる経営の安定化のために、湖陵病院は新病院開院を控え、定員削減による経費節減は必要であるので、調理業務の外部委託を含め、業務の効率化・事務事業見直しが考えられるものは、定員削減計画を策定し積極的に取り組まれない。

(医療対策課)

県立病院においては、新行政システム推進計画に基づき、病院における現業部門の見直しを一般会計部門に準拠して行うこととしました。

中央病院においては、調理担当を除く現業職については委託に切り替え、計画的に廃止してまいります。これにより運転技師1名と施設管理技師・営繕技術員3名の現業職員と3名の臨時職員の削減を行います。

湖陵病院においては、新病院の運営を検討する過程において、現病院の事務事業の見直しを行っており、また、PFI手法により可能な限り民間事業者へ委託することとしており、給食業務についても5年以内に民間委託することとしています。

施設管理業務、運転業務の見直しにより、施設管理技師・営繕技術員2名と運転技師2名、嘱託職員1名の削減を行うこととしています。また、調理業務の見直しにより、調理師11名、臨時職員7人の削減を行うこととしております。

8 稼働中の施設の売水率向上について

稼働中の施設については、売水率の向上と一層の経営の効率化、合理化が図られるよう引き続き努力する必要があるが、既存企業からの新たな需要を掘り起こすなど、民間団体等の協力も得て需要増に向けたあらゆる努力を傾注すること。

(企業局)

飯梨川工業用水道については、昨今の景気低迷による企業の倒産や給水先の節水等により契約水量の減少が続いている。こうした中、人件費などの固定経費の節減などにより、収支の均衡が図れるよう努めている。

水需要拡大にあっては、受水企業や地元商工団体への

<p>このため、知事部局と一体となって新たな水需要につながる企業の誘致戦略を検討されたい。</p>	<p>訪問などにより、情報収集やPR活動を行っているが、新たな需要量増加には繋がっていない。</p> <p>また、料金の見直しや給水区域の拡大にあっては、料金収入の減少や料金の大幅な高騰などが発生しないよう、費用対効果を充分考慮しながら検討することとしている。</p> <p>江津地域拠点工業団地は、平成20年代中頃には江津市内とアクセス道路が直結される。また、豊富な工業用水が具備されていることも、大きなセールスポイントである。</p> <p>今後とも、水利用型企業の受け皿としてPR活動等に取り組み、商工労働部や地元自治体と連携しながら、誘致活動に努めていきたい。</p>
<p>9 的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画の策定及び事業の実施について</p> <p>神戸川工業用水道建設事業は、平成23年度の供用開始に向けての事業計画を策定するとともに的確な需要予測に基づいた公営企業としての適切な事業計画を策定し事業を実施されたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>事業着手の経緯を踏まえ、専用施設の着手にあたっては、将来の見通し、リスクを回避する具体的な措置を事前に検討する。</p>
<p>10 施設の計画的な修繕、改良について</p> <p>飯梨川水道事業は、順調な経営が続いているが、引き続き経営の効率化、合理化に努力しなければならない。その一方で、施設の老朽化、耐震化を含めた施設整備、河床の低下などの課題を抱えており、施設の改良・更新計画も見据えた経営を行われたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>老朽化した施設や耐震化対応を要する施設の整備については、平成17年度に行った料金更改交渉の中で給水市町に説明し、整備の必要性については理解を得ており、今後、整備を計画的に進める。</p>
<p>11 単価抑制と売水率向上について</p> <p>江の川水道事業は、売水率の向上と単価抑制という大きな課題を抱えている。このため、徹底した経費節減等単価低減につながる最大限の経営努力を行うとともに、売水率向上対策については、これまでも増して対策を講じられたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>各受水団体の水需要実績は減少傾向にあり、少子高齢化の進展などにより、需要拡大は極めて厳しい状況にあるが、江津市の有福簡易水道において、平成18年度から日量約150^mを上水へ転換する予定である。受水団体とは、下水道普及に伴う水需要動向を含めた情報交換を行い、需要拡大に向けて連携を図っていきたい。</p> <p>また、経費節減にあっては、不要不急の支出を避けることにより、料金の抑制に向けて経営努力を行っていききたい。</p>
<p>12 関係市町村の水需要に対応した適切な事業の実施について</p> <p>建設中の斐伊川水道建設事業は、多額の投資を要する大規模事業であることから、割高な水道料金を招くおそれがあり、効率的な事業の遂行に努める必要がある。そのため、一層の経費節減や適正な職員配置などを行うとともに、関係市町村の水需要に対応した適切な事業実施を図られたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>現計画の需要予測は、平成15年に行ったものであり、最大の供給先である松江市の法定計画とも整合している。</p> <p>また、用水供給事業は、圏域全体の水供給システムと危機管理システムとを併せた総合的な観点から考えていく必要があることから、コスト縮減や単価を含めた種々の課題についての参画市町との協議を今後とも行っていききたい。</p>

<p>13 江島工業団地の売却の促進について</p> <p>江島工業団地の当年度末の分譲率は80.8%となっているが、41,474㎡が未売却で残されているので、一層の売却の促進に向けて働きかけられたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>江島工業団地においては、江島大橋の開通による空港・港湾施設の利便性向上を機に、分譲単価の引き下げや分譲対象業種の拡大などの分譲促進策を講じたところであり、早期完売を図っていききたい。</p>
<p>14 「企業局あり方検討委員会（仮称）」の設置について</p> <p>企業局の各事業の課題を整理し、そのあり方について、企業局経営計画策定会議で検討が進められているが、早急に外部の有識者を含めた「企業局あり方検討委員会（仮称）」を設置し、今後の企業局のあり方について抜本的な見直しを図られたい。</p>	<p>(企業局)</p> <p>企業局では、平成16年度から、10年後を見据えた今後5年間の経営計画の策定に取り組み、外部有識者から成る検討委員会の開催、パブリックコメントの実施等により、外部からの意見も取り入れた「企業局経営計画」を策定した。</p> <p>この計画では、今後の企業局が目指すべき「使命・ビジョン」を明確にし、5年後に達成すべき成果を目標値として示した。</p> <p>今後、この目標値について、年度ごとに達成状況の評価を行い、評価に基づく改善に取り組むことで経営計画の達成を目指す。</p>